

北上市告示甲第68号

北上市公金口座振替収納事務取扱要綱（平成4年北上市告示第47号）の一部を次のように改正し、令和6年1月1日から施行する。

令和5年10月30日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前		改正後	
<p>(対象公金)</p> <p>第2 口座振替の対象とする公金は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人の市県民税（普通徴収に限る。）</p> <p>(3)～(12) [略]</p> <p>(振替日)</p> <p>第7 振替日は、次の表に掲げる日とする。</p>		<p>(対象公金)</p> <p>第2 口座振替の対象とする公金は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人の市県民税<u>及び森林環境税</u>（普通徴収に限る。）</p> <p>(3)～(12) [略]</p> <p>(振替日)</p> <p>第7 振替日は、次の表に掲げる日とする。</p>	
振替日	振替公金名	振替日	振替公金名
納期の25日	軽自動車税（種別割） 個人の市県民税 固定資産税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	納期の25日	軽自動車税（種別割） 個人の市県民税 <u>及び森林環境税</u> 固定資産税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料

	学校給食費
毎月28日	保育所利用者負担額 <u>幼稚園保育料</u> <u>幼稚園入園料</u> 副食費
[略]	

2 [略]  
 (口座振替処理)

第8 [略]

2 [略]

3 市長は、1月から12月までの間に前2項の口座振替処理が完了したもののうち、軽自動車税(種別割)、個人の市県民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び学校給食費について公金口座振替領収済通知書(様式第9号)を納入義務者に交付するものとする。

4 [略]

様式第1号(第5関係)

[略]

	[略]			
[略]	[略]			
	名	振替日	開始時期	摘要

	学校給食費
毎月28日	保育所利用者負担額  副食費
[略]	

2 [略]  
 (口座振替処理)

第8 [略]

2 [略]

3 市長は、1月から12月までの間に前2項の口座振替処理が完了したもののうち、軽自動車税(種別割)、個人の市県民税及び森林環境税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び並びに学校給食費について公金口座振替領収済通知書(様式第9号)を納入義務者に交付するものとする。

4 [略]

様式第1号(第5関係)

[略]

	[略]			
[略]	[略]			
	公金名	振替日	開始時期	摘要

[略]		
2	市県民税	[略]
[略]		

[略]

様式第2号 (第5関係)

[略]

[略]		[略]		
[略]	[略]			[略]
公金名	振替日	開始時期	摘要	
[略]				
2	市県民税	[略]		
[略]				

[略]

様式第3号 (第5関係)

[略]

[略]		[略]		
[略]	[略]			[略]
公金名	振替日	開始時期	摘要	
[略]				
2	市県民税	[略]		
[略]				

[略]		
2	市県民税・森林環境税	[略]
[略]		

[略]

様式第2号 (第5関係)

[略]

[略]		[略]		
[略]	[略]			[略]
公金名	振替日	開始時期	摘要	
[略]				
2	市県民税・森林環境税	[略]		
[略]				

[略]

様式第3号 (第5関係)

[略]

[略]		[略]		
[略]	[略]			[略]
公金名	振替日	開始時期	摘要	
[略]				
2	市県民税・森林環境税	[略]		
[略]				

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。